

**野田市公共施設包括管理業務委託事業者選定プロポーザル
質疑回答書（令和5年8月17日回答）**

No.	資料等名称	ページ	質問内容	回答
1	仕様書	4P 11 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「受注者（協力会社を含む）において、設備機器に発生した不具合の原因が特定できない場合は、原則として、速やかにメーカー等から作業員等を派遣させなければならない。この場合、メーカー作業員等の派遣に伴う費用は、受注者の負担とする」とあります。 ・2023年1月23日公告の際の質疑回答書（令和5年4月21日回答）No. 47において、「メーカー作業員の派遣回数については、統計資料がないため、開示できません。積算上見込むべき回数（費用）については、参加者のこれまでの実績等を勘案した提案をお願いします」とあります。 ・過去の派遣回数記録が無く、また各業務の詳細仕様書や契約書が無いなかで見込み積算するのは困難なため、メーカー作業員等の派遣に伴う費用については貴市の負担としていただけませんか。 	<p>主要な設備等については、不時の故障等臨時的対応を含めた保守点検等の業務仕様にて委託しておりますが、委託仕様に記載が無く施設管理者等との協議を経てメーカー等の作業員派遣を要請した場合の費用は、市が負担します。</p>
2	別紙資料2 保守点検等に 係る対象業務の 一覧表	3P	<p>施設 No. 28～37の団地における空き家修繕(入退去クリーニング)に係る業務は本件対象外との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	資料等名称	ページ	質問内容	回答
3	別紙資料2 保守点検等 に係る対象 業務の一覧 表	3P	施設 No. 28～37の団地における専用部(各居室)の小規模修繕に係る業務(応急措置、補修、不具合等への対応等)は本件対象外との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	2023年 1月23日 公告の際の 質疑回答書 (令和5年 4月21日 回答)No. 31	6P	「募集要項11ページの最低額改定基準(計算式2)に該当する場合は、市長が定める賃金等の最低額が改定となり、支払賃金が改定後の最低額を下回る場合は、人件費の不足分を市が負担するものとし、契約金額を増額する変更契約を締結します」とのことですが、人件費の不足分を負担いただく際には、支払賃金と改定後の最低額とを比較した際の上昇率でもって契約金額を増額いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	<p>令和7年度以降において、市長が定める賃金等の最低額が改定となる場合は、受注者に調査を依頼し、労働者一人一人に係る当該年度の賃金支払予定額や年間所定労働時間等について回答していただきます。(再委託先分については、受注者がとりまとめて市へ報告していただきます。)</p> <p>当該年度の1時間当たりの賃金支払予定額が、改定後の市長が定める賃金等の最低額を下回る場合は、最低額と1時間当たりの賃金支払予定額の差額に年間所定労働時間を乗じた金額及びその支払に伴う法定福利費(事業者負担分)について増額します。</p>